

指定短期入所生活介護【重要事項説明書】

社会福祉法人 美山友愛会

1. 短期入所サービスの相談

担 当 者：利用申込みや生活に関する相談は[生活相談員]が対応します。

介護に関する相談は[介護主任又は担当介護員]が対応します。

健康や病気に関する相談は[看護師]が対応します。

受付時間：月～金曜日は、午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分

土曜日は、午前 8 時 30 分～午後 12 時 30 分

2. 短期入所サービスの概要

名 称：特別養護老人ホーム 美山貴寿苑 電話番号：(0776) 96-4150

所 在 地：福井県福井市市波町 31-2 郵便番号：910-2222

指定番号：1870101563[指定短期入所生活介護事業所]

3. 提供できるサービス内容

送迎、居宅サービス計画に基づく介護等で【契約書別紙】に明記したとおりです。

4. サービスの負担金及び利用料金

介護報酬改定に伴い下記の負担額となります。 令和 7 年 8 月 1 日改定

基本料金 1 日あたりの自己負担金は介護保険負担割合証に応じた金額となります。

*1 単位の単価は 10.17 円になります。

*介護職員等の処遇改善に係るご負担として、以下の通りの加算となります。

介護職員等処遇改善加算Ⅱ

・1 ヶ月当りの介護報酬総単位数×13.6%の加算率×1 単位の単価 10.17 円で算出した金額×介護保険負担割合

併設型短期入所生活介護費（Ⅱ）

[要介護度 1] 603 単位／日

[要介護度 2] 672 単位／日

[要介護度 3] 745 単位／日

[要介護度 4] 815 単位／日

[要介護度 5] 884 単位／日

加算： サービス提供体制強化加算（Ⅲ）…6 単位／日

夜勤職員配置加算（Ⅰ） …13 単位／日

看護体制加算（Ⅰ） …4 単位／日

送迎（往路） 加 算 ……184 単位／日

送迎（復路） 加 算 ……184 単位／日

但し、通常の実施区域（旧美山町内）をこえた場合、1 回の送迎につき 200 円が

再度加算されます。

減免措置：生計困難者などに自己負担額の減免や免除措置が講じられています。

利用料金： 食 費（朝食）………… 1 食あたり自己負担額[473 円]
食 費（昼食）………… 1 食あたり自己負担額[583 円]
食 費（夕食）………… 1 食あたり自己負担額[694 円]

※ 但し、食費負担限度額認定者は、その負担限度額になります。

※ 特別な食事を希望される場合は、[実 費]となります。

居住費………… 1 日あたり自己負担額[915 円]

※ 但し、居住費負担限度額認定者は、その負担限度額になります。

理美容代………… 1 回につき、2,500 円となります。

入所者が持ち込まれる電化製品（テレビ、冷蔵庫、電気毛布、電気あんか、扇風機など）
1 点 1 日につき 30 円となります。

尚、他に事業所が企画する屋内レクリエーション代や屋外行事代は[無料]となります。

支払方法：毎月 10 日までに前月分を請求。22 日までに支払っていただくことになります。

その方法は原則[口座自動引き落とし]をお願いしますがご都合により[銀行振込]又は[現金]
を選んでいただくことになります。

5. サービスの開始及び終了の手続き

利用開始：（1）居宅サービス計画を作成した介護支援専門員を通じて申し込みの場合は、当該生活相談員が事前協議で決めた内容を連絡いたします。その内容に同意された場合、【指定短期生活介護利用契約書】を取り交わします。またベットに空きがなく直ちに利用できない場合は、別紙【利用申込書】に所定事項を記入して、待機していただきます。

（2）契約時には、介護保険被保険者証、減額認定証などを提示していただきます。

利用終了：（1）利用者の都合で終了する場合は、別紙【解約通知書】に記入し、終了を希望する日の 1 週間前に当事業所に提出していただきます。

（2）事業者の都合で終了する場合は、終了の 1 ヶ月前に文書で通知となります。

（3）利用料金の支払い催告に応じない場合は、終了となります。

（4）職員や他の利用者に対して、背信行為を行った場合は、終了となります。

（5）要介護認定の更新で非該当（自立）と認定された場合、終了となります。

（6）介護保険施設に入所した場合、終了となります。

（7）死亡した場合は、終了となります。

6. サービス利用時や利用中に守っていただきたい事項

準 備 品：利用時には、必要に応じて次のものを準備していただきます。

（1） 本人が使い慣れている、車椅子・歩行器・老人車・杖・補聴器など

（2） 利用中に服用する薬、湿布薬など

（3） 衣類・肌着類、パジャマ類は着替え程度。タオル類は洗面や入浴に適する程度。

（4） 寝具類は、施設で用意させていただきます。

私 物：（1） 私物で、不用不急のものは持ち込まないようねがいます。

（2） 私物の衣類やタオル類は、事業所でまとめて洗濯しますので、必ず布製の名札を縫い付けるか、油性の黒マジックで氏名を書くように願います。

面 会：（1） 面会時間は、特に定めておりません。

- (2) 面会の方は、事務室に備え付けの【面会簿】に所定事項を書いてから、担当の介護職員に申し出て面会していただきます。
- (3) 面会の時に、食物や飲み物を持ち込む際は、身体の状態によって飲み込みが悪く、喉につまる方もいれば、胃腸が弱くて消化不良を起こす方もいらっしゃいますので、必ず担当の介護職員に相談して頂きます。

- 遵守事項：
- (1) 事業所の定めた生活目標、医学的管理上必要な指示に従ってください。
 - (2) 暴力、喧嘩、口論等他人に迷惑な行為及び言動をしないでください。
 - (3) 衛生、風紀、管理上支障のあるものを事業所に持ち込まないでください。
 - (4) 火災、盗難の防止に努めてください。
 - (5) 建物や設備を故意に破損しないでください。
 - (6) サービス内容について苦情、相談及び意見がある時は、いつでも申し出てください。
 - (7) サービス内容について事実と相違することを故意にいいふらさない。
 - (8) その他苑長が管理上支障があると認めた事項は守ってください。

7. サービス提供上で必要な対応方法

提供中止：(1) 利用当日の健康チェックの結果、看護職員が利用者の体調が悪いと判断した場合、中止することがあります。

(2) 利用中に、利用者の体調が悪くなった場合は、中止することがあります。

緊急時：介護状態の異変や容体急変の時は、【家族等への連絡一覧】によって家族に連絡すると共に、協力医療機関との対応をすることになり、その時は、家族の早急な判断が必要となります。

○ 協力医療機関

内科、精神科	貴志医院	福井市市波町 24-5	(Tel 0776-96-4012)
内科	三崎医院	福井市左内町 8-9	(Tel 0776-35-0451)
整形外科	福井温泉病院	福井市天菅生 7-1	(Tel 0776-59-1311)
総合病院	福井県済生会病院	福井市和田中町舟橋 7 番地 1 号	(Tel 0776-23-1111)
	福井厚生病院	福井市下六条町 201 番地	(Tel 0776-41-3377)
歯 科	なかむら歯科クリニック	福井市和田東 2 丁目 1528	(Tel 0776-21-6480)
	アイデンタルクリニック	福井市手寄 1 丁目 4-1 アオッサ 2F	(Tel 0776-43-0210)

事故対策：入所者に対し、サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

災害対策：万が一の火災発生を想定した、通報・消化・避難の訓練を消防計画に沿って年 2 回行います。その際は、各階に掲示してある【避難誘導方法・消火器配置図】を閲覧し、防災管理者の指示に従っていただきます。

火災発生時には、消防計画に基づき行動することになっています。

苦情処理：社会福祉法第 82 条の規定により、本施設では入所者からの苦情に適切に対応する体制を
えています。

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けします。なお、第三
委員に直接苦情を申し出ることもできます。[別紙 苦情受付手順参照]

以上、指定短期入所生活介護事業所の利用にあたり、利用者[又は代理人]に対して利用契約書及び契約書別紙、
本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日 【事業所】 住 所 福井県福井市市波町 31-2
事業所 指定介護老人福祉施設美山貴寿苑

説明者

印

以上、利用契約書及び契約書別紙、本書面により、事業者から指定短期入所生活介護事業所の利用についての重
要な事項の説明を受けました。

令和 年 月 日 【利用者】 住 所

氏 名

印

令和 年 月 日 【代理人】 住 所

氏 名

印

別紙（苦情受付及び解決手順）

当施設では、社会福祉法第 82 条の規定により、苦情受付担当者および第三者委員を設置し、利用者の皆様からのご意見やご要望、ご不満などの苦情に適切に対応させていただき、苦情解決の仕組みを整えています。

尚、ご意見やご要望、ご不満などを申し出ることによって、今後サービスを受けるにあたり不利益になるような事は一切ありません。

1. 苦情解決の目的

- (1) 利用者の皆様の権利を守り、サービスを適切にご利用できるようにします。
- (2) 利用者の皆様からのご意見やご要望、ご不満などをもとにサービスの改善を行い、質の向上につなげます。

2. 苦情受付窓口

当施設関係

苦情解決責任者	横長 勇次	電話	0776-96-4150
苦情受付担当者	野尻 敏治	電話	0776-96-4150
第三者委員	青垣 智則	電話	0776-54-8877（青垣労務管理事務所） （福井市灯明寺 3 丁目 1510 番地）

（その他）

福井市役所福祉保健部介護保険課	電話	0776-20-5715
福井県国民健康保険団体連合会	電話	0776-57-1614

3. 意見、要望、不満などの苦情解決方法

(1) 申出の方法

ご意見、ご要望、ご不満などの苦情の受付は、基本的に苦情受付担当者が行います。面談、電話、書面など、どんな方法で申し出て戴いても構いません。なお、施設に直接申し出にくい場合は、第三者委員に直接申し出ることも出来ます。

(2) 受付の報告と確認

苦情受付担当者は、受付けたご意見、ご要望、ご不満などを苦情解決責任者と第三者委員（申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除きます）に報告します。その際、第三者委員は内容を確認し、申出人に報告を受けた事を通知します。

(3) 苦情解決の為の話し合い

苦情解決責任者は、申出人と誠意をもって話し合い、苦情解決に努めます。その際、申出人は第三者委員の助言や立会いを求めることが出来ます。

(4) 施設で解決できなかった場合、または、直接申し出にくい場合は、下記の相談受付機関に申し出ることが出来ます。

福井県社会福祉協議会運営適正委員会

TEL 0776-24-2347

FAX 0776-24-8942

4. 解決結果の公表

利用者によるサービスの選択や事業者によるサービスの質や信頼性の向上を図るため、個人情報に関するものを除き、「事業報告書」などに実績を掲載し、公表します。